

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月三日厚生省告示第百九十四号） ※抜粋

三 令第四条の二第二号ハの規定による感染性一般廃棄物の処分又は再生の方法及び令第六条の五第二項において例によることとされる令第四条の二第二号ハの規定による感染性産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 焼却設備を用いて焼却する方法

ロ 熔融設備を用いて熔融する方法

ハ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（令別表第一の四の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）

ニ 肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法（令別表第一の四の項の中欄に掲げる施設以外においては、さらに破砕する等消毒したことが明らかとなるような措置を講じたものであること。）

ホ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法